

平成25年度の委員会運営方法について

【調査・研究テーマ】

自助・共助を進める公助の取り組みについて

(前回委員会での主な意見)

- ・昨年度から災害時医療体制の見直しが行われているところであるので、発災後の人的被害を減らしていくような、十分に機能するような仕組みづくりについて取り上げたい。
- ・自助、共助、公助の役割を認識し、連携することによって地域の防災力が高まり、減災につながる。市民、学校、企業、防災組織などが、それぞれの役割について全市的に共通認識を持てるような方法、防災情報の活用方法について取り上げたい。また、その前提として、自助、共助、公助の役割について再度確認したい。
- ・市民が災害に備えようとした時に、行政の仕組みにハードルがあり進んでいないケース（木造住宅耐震改修など）について、減災対策としての行政の仕組みの見直しという点について取り上げたい。
- ・発災時に地域の防災力が十分に発揮できるよう、円滑に市民に物資を供給する必要があるが、大量に支援物資を受け入れる港の施設、物資の保管場所、輸送路など、インフラを確実に確保することも公助の大きな役割であるので、具体的な対策について取り上げたい。
- ・災害時要援護者に対して地域防災拠点がどのように対応できるのかについて取り上げたい。
- ・自然災害のうち、地震だけではなく、大規模噴火などの対策も検討する必要があると思う。

(テーマ選定理由)

東日本大震災を踏まえ、本市においては、被害想定の見直しやよこはま市民防災憲章の制定、減災目標を盛り込んだ横浜市防災計画「震災対策編」の改訂、減災目標のアクションプランである横浜市地震防災戦略の策定など、発災時の被害を最小限に食い止められるよう、さまざまな取り組みが行われているところである。議会においても、「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」が制定されるなど、減災を進めるに当たっての自助及び共助の重要性、そしてこれを推進するための行政の役割が強く求められている。

今年度の本委員会では、自助、共助、公助の役割を明確にした上で、地域における防災力をより一層高める仕組みづくりや施設の整備など、本市減災目標の達成に必要な公助の役割について、事例の検証、現地視察や専門家からの意見聴取などを行い、調査・研究を行う。

調査・研究テーマ「自助・共助を進める公助の取り組み」について

説明内容	事業所管局
①自助、共助、公助の役割について	総務局
②発災時の物資の供給について	経済局、総務局、道路局、港湾局
③木造住宅に関する防災対策について	
・木造住宅密集市街地対策について	政策局
・木造住宅耐震化促進について	建築局

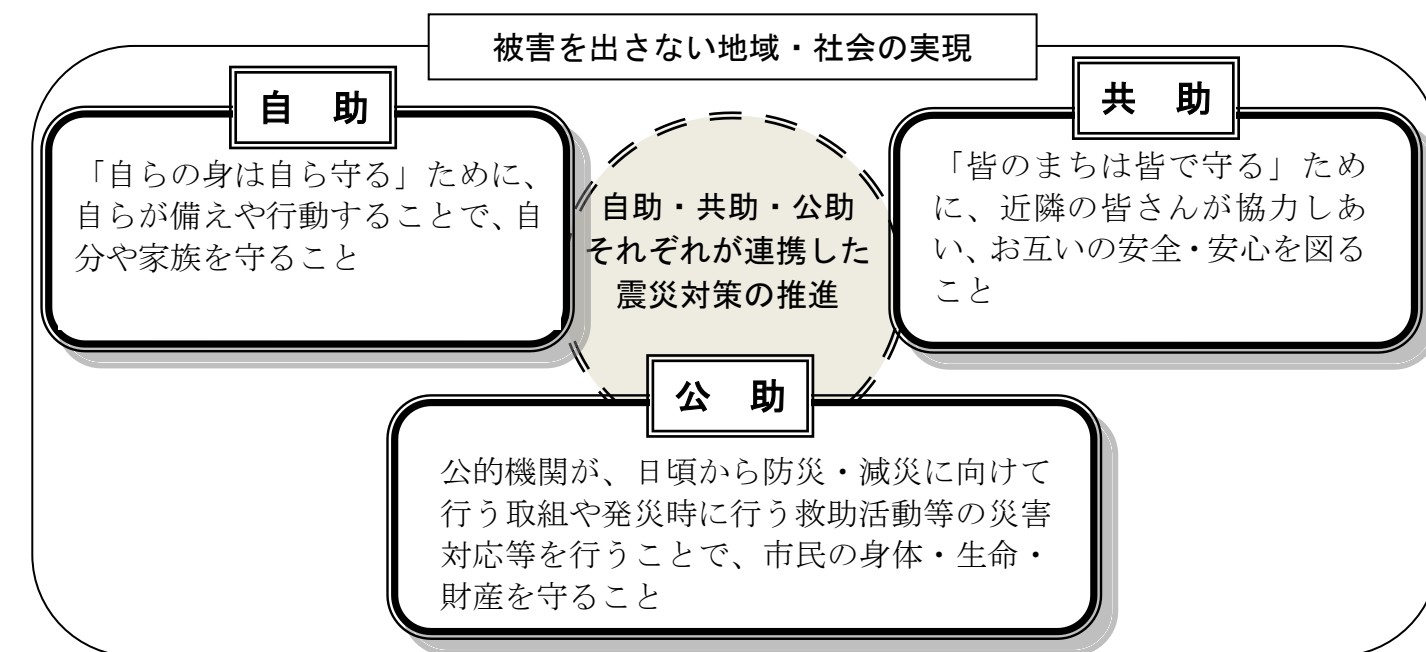
自助・共助・公助の役割について

東日本大震災の経験などから、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、災害による被害を少なくする「減災」という視点に立った取組が重要となります。行政も被災する中で、家族や隣近所、地域の助け合いにより多くの命が助けられたという報告もあり、こうしたことから、『「減災」社会を実現するためには、自助、共助が不可欠である』という教訓を得ました。

このため、本市では、「被害を出さない地域・社会の実現」を目指して、自助・共助・公助それぞれが連携した震災対策を推進するとともに、特に「よこはま地震防災市民憲章」や「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例」を制定するなど、自助・共助を強力に進めることとしました。

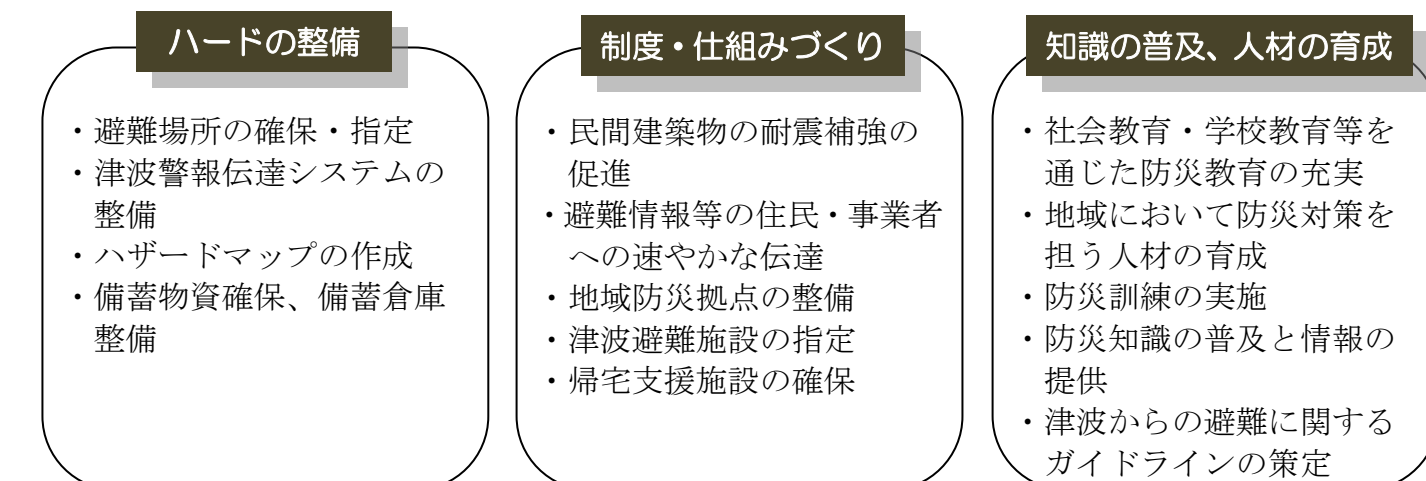
今後は、自助・共助の役割を市民に周知し行動に移していただくため、自助、共助を支える公助の取組をより一層進めていく必要があります。

1 自助・共助・公助の役割



2 自助・共助を支える公助の取組

「自助・共助」を強力に進めるための公助として、「ハードの整備」、「制度・仕組みづくり」、「知識の普及、人材の育成」の分野で取組を進めます。



時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難者への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっつき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り 防災訓練の実施 町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食糧・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 町・市の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の被災生活の支援 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力
公助	<ul style="list-style-type: none"> ハードの整備 <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備、 海抜標示 津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 制度・仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難に関するガイドラインの策定 津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援） <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> 町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ 医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談、職業のあっせん 各種支援金、見舞金の給付 被害認定調査の実施、被災証明の発行 公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興ガイドラインの策定 都市復興の基本方針の策定 震災復興基本計画の策定 地区別整備計画 地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援
	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ 医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談、職業のあっせん 各種支援金、見舞金の給付 被害認定調査の実施、被災証明の発行 公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興ガイドラインの策定 都市復興の基本方針の策定 震災復興基本計画の策定 地区別整備計画 地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援 	

太枠：人命にかかわる対応

【横浜市防災計画（震災対策編）より抜粋】

東日本大震災に係る被災地支援の本市の取組について

1 職員派遣

(1) 延べ人数：3,653名（平成25年6月30日現在）

<内訳>

消防 543、事務 981、医師 72、看護師 65、保健師 124、薬剤師 14、
ケースワーカー 33、技術等 784、教諭 1,037

(2) 主な派遣先と内容

- ・仙台市：救急消防援助隊、支援物資の荷捌き作業、避難所支援、
り災証明、災害弔慰金関係、廃棄物収集・物資運搬等
- ・福島市：緊急消防援助隊等
- ・気仙沼市：医療救護班派遣
- ・石巻市：避難所支援、生活保護業務支援、学習支援等
- ・宮城県南三陸町：水道施設の復旧・復興業務（長期派遣）

(3) 継続中の支援

- ・全国市長会からの要請による長期派遣
仙台市：生活再建支援、震災復興支援 9名（事務5、技術4）
その他 12名（塩釜市、宮城県山元町、石巻市、多賀城市、宮城県大槌町）
- ・国土交通省からの要請による職員の長期派遣
宮城県山元町：震災復興支援 3名（事務1、技術2）
- ・消防局派遣
福島県双葉地方広域市町村圏組合：消火活動等 3名（消防）

2 支援物資

(1) 20大都市災害時相互応援に関する協定に係る支援（提供先は仙台市）

- ・毛布 10,000枚
- ・トイレパック 50,000個
- ・水缶 2,600ケース
- ・マスク 36,000枚
- ・消毒用アルコール 280リットル

(2) 被災地からの要請による支援（主なもの）

- ・陸前高田市：トイレパック、仮設トイレ、トイレトペーパー、ポンプ
式消毒薬
- ・石巻市：子供用衣類など
- ・仙台市：ガソリン
- ・大船渡市：ごみ飛散防止ネット
- ・宮城県山元町：車両、建設発生土

発災時の物資の供給について

1 発災時の体制について

地震発災時に、局を超えて迅速な意思決定と柔軟かつ的確な対応をするため、修正後の防災計画震災対策編では、複数局を統合した17の機能別チームを設置しました。

被災者が食料や自炊手段、生活必需品を失った場合には、本市から速やかに物資を供給する必要があり、主管局である経済局のほか、総務局・道路局・港湾局など計10局で構成する「物資チーム」が中心となって物資に関する応急対策を実施します。

2 供給方法について

従前の計画	修正後の計画
地域防災拠点の備蓄が不足する場合に、要請に基づいて供給	ア 発災直後から概ね3日間 プッシュ型供給 イ 発災から4日目以降 プル型供給

- ・ 発災直後は、避難所等の被災者のニーズ把握や区本部等からの物資要請が困難となる可能性があることから、必要物資を迅速に提供するため、要請がなくても必要不可欠な物資を避難所等に供給するプッシュ型とします。
- ・ 概ね4日目以降は、被災者ニーズを把握し、区本部からの要請に基づいて提供するプル型で供給します。

3 物資の調達について

従前の計画	修正後の計画
備蓄物資に不足が生じた場合には、区本部及び区本部からの依頼に基づき環境創造局、経済局が、それぞれ協定先事業者へ要請し、物資を調達	これまで締結している協定による調達のほか、市は市内に事業所を有する事業者との間で「店頭在庫等からの調達」に関して協定を締結し、発災時には、市本部物資チームは市内事業所から優先的に調達

- ・ 市は市内に事業所を有する事業者(卸売業者、食料品製造業者、大規模小売業者等)との間で「店頭在庫等からの調達」に関して、発災後3日間を対象とし、今後、協定を締結します。発災時には、市本部物資チームは協定で定める品目を市内事業所(工場、倉庫)から優先的に調達する体制を構築します。
- ・ 区本部は、市本部が行う調達を補完するものとして、区内小売業者からの調達のほか、市が締結する協定により、大手スーパー等から店頭在庫を優先的に調達します。
- ・ そのほか、「21大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく他都市への救援物資の要請や、災害救助法が適用された場合の神奈川県知事への物資の要請を行います。

4 物流拠点の運営について

従前の計画	修正後の計画
市物資集配拠点(一次集配拠点)として、パシフィコ横浜展示ホールなど陸上輸送の集配拠点6か所、海上輸送基地4か所を規定。市物資集配拠点では、市職員がボランティアの協力を得て受入配分を行う。	専門の機材・人材を有する「 基幹物流業者(※1) 」に「市物流拠点」の開設、在庫管理や荷捌き業務等の実施を要請。 市物流拠点は、 基幹物流業者の倉庫 とし、それを補完する拠点として市施設及び海上輸送基地を規定。

- ・ 市物流拠点では、協定に基づき調達した物資、他都市への要請等に基づき調達した物資などを、仕分けし区集配拠点等に供給します。
- ・ 市物流拠点は、協定に基づき「**基幹物流業者**」(日本通運株)が4か所の倉庫を使って開設し、**基幹物流業者が在庫管理や荷捌き業務等を実施**します。
基幹物流業者倉庫のうち1か所(本牧物流センター)は海上輸送が可能です。
- ・ 市物流拠点を補完する拠点として、パシフィコ横浜展示ホールなど市施設4か所と海上輸送基地4か所を規定
- ・ 区集配拠点として、引き続き、市立高校、小中学校等から原則1か所以上を事前を選定しています。区集配拠点では、受入れた物資を仕分けし各地域防災拠点に供給します。

※1 基幹物流業者:協定に基づき市物流拠点の在庫管理、荷捌き業務及び輸送等を一元的に行う物流業者

5 物資の輸送手段について

従前の計画	修正後の計画
物資輸送の輸送手段は、市の保有車両を第一次的に使用し、必要なときは、協定に基づき神奈川県トラック協会等に協力を要請	協定に基づき、市本部物資チームは、物資の輸送について、「 基幹物流業者 」及び「 支援物流業者(※2) 」に輸送を要請

- ・ **基幹物流業者にプッシュ型供給を実施する場合の輸送のほか、市物流拠点から区集配拠点への輸送などを要請**します。
また、区集配拠点から地域防災拠点への輸送などを支援物流業者に要請します。

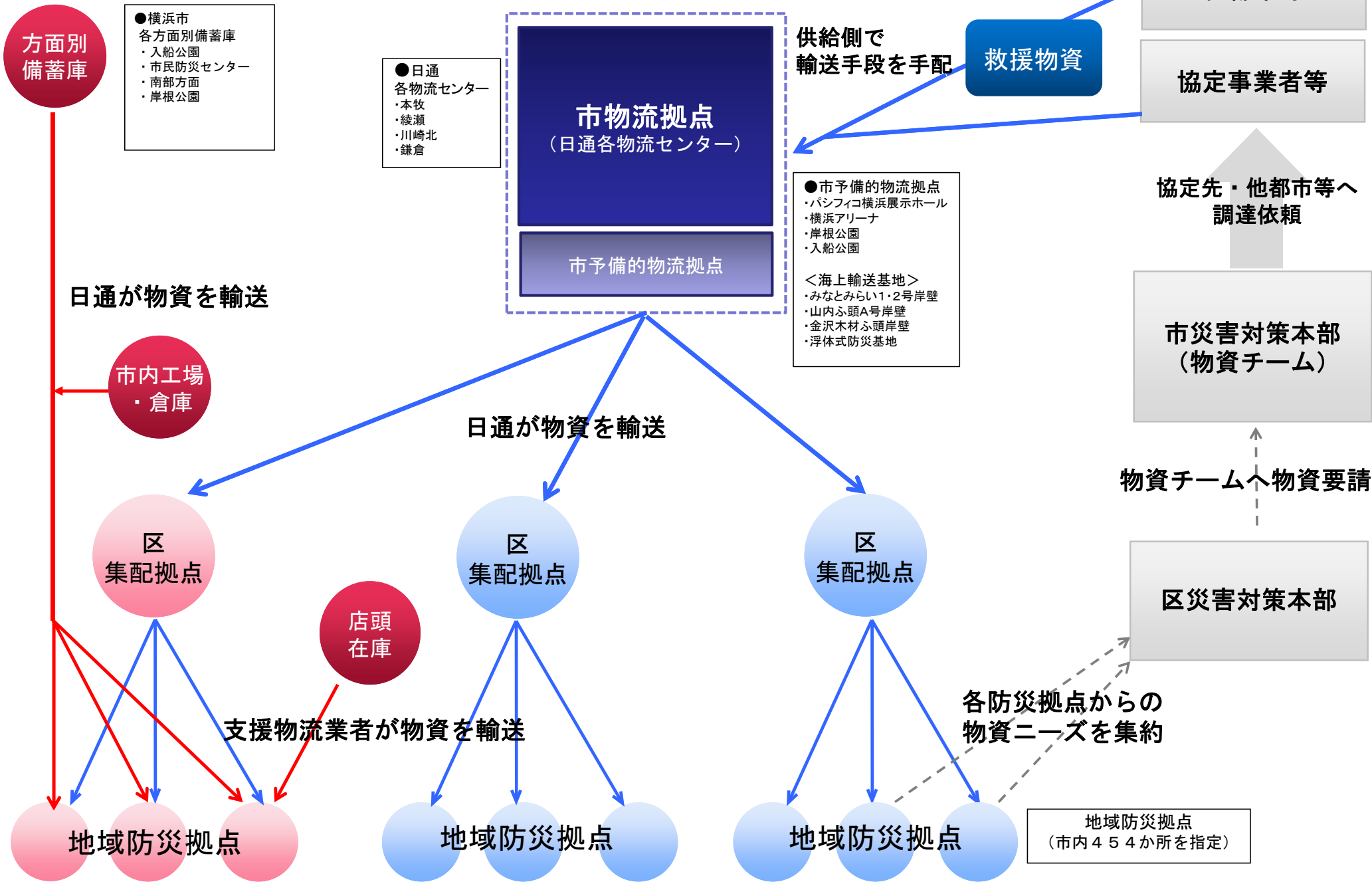
※2 支援物流業者:協定に基づき物資を輸送する物流業者

6 その他

物流業者との連携を強化し、円滑な受入・配分のため**新たな協定の締結や見直しを推進**していきます。

発災後3日目まで
【プッシュ型の供給】

発災後4日目以降
【プル型の供給】



木造住宅密集市街地対策について

1 本市のこれまでの取組み

(1) いえ・みち まち改善事業の概要

本市では、防災上課題のある密集住宅市街地(23 地域、660ha)において、平成 15 年度から、地域住民との協働による防災まちづくりを推進するため、「いえ・みち まち改善事業」を進めています。

事業の推進にあたっては、「組織づくり」「計画づくり」「事業実施」の各段階で、勉強会や協議会などの地域住民の取組に対し、専門的助言や活動費・整備費の助成などの支援を行っています。

(2) いえ・みち まち改善事業の取組状況

協議会が設立されている 11 地区では、まち歩きや防災イベント、まちづくりニュースの発行など、改善に向けた活動が活発に行われています。そのうち 8 地区では、協議会により地域の課題やまちの将来像を地域住民が主体的に描いた「防災まちづくり計画」が策定されています。

また、これら 11 地区では、国の補助事業である「住宅市街地総合整備事業」を活用し、狭あい道路の拡幅整備や広場・公園の整備、老朽建築物の建替促進など、地域の実情に合わせ、きめ細かい改善を実施しています。

2 木造住宅密集市街地被害軽減部会の設置

「防災計画 震災対策編」に減災目標(H34 死者数 H25 比 50%減など)を設定し、その目標を今後 10 年間で達成するための行動計画として、本年 3 月に「地震防災戦略」を策定し、この戦略を着実に推進するため、本年 4 月に「地震防災戦略推進プロジェクト」を設置しました。

この地震防災戦略推進プロジェクトでは、事業の推進に係る課題の検討や新たな対策の決定、調整などを行います。減災目標達成のためには、特に火災延焼被害について、既存事業だけでなく、庁内横断的に新たな施策を検討・実施することが必要不可欠であることから、プロジェクトの下に「木造住宅密集市街地被害軽減部会」(事務局：政策局政策課)を設置し、4 月から議論を進めています。

3 木造住宅密集市街地対策を展開するうえでの課題

(1) 大都市の被害特性

東日本大震災では津波被害が甚大でありましたが、木造密集市街地を多く抱える首都圏エリアでいえば、火災延焼による被害が一番懸念されます。昨年10月に公表した本市地震被害想定では次の通り、火災による被害(焼失棟数、死者)が甚大であることが明らかになりました。

被害項目	焼失棟数	火災延焼 死者
元禄型関東地震	77,700棟	1,548人

(2) 対策地区の精査・分類

被害想定の結果によれば、防災上課題がある密集住宅市街地(23地域、660ha)以外でも火災による被害が大きく想定される地域が広く存在していることから、対策地区の精査・分類が必要です。

(3) スピードアップの視点

人・財源等の制約がある中、各施策実現に要する時間等を鑑みれば、取組の選択と集中といったスピードアップの視点が不可欠です。

(4) 新規施策の立案

本市において、これまで木造住宅密集市街地対策として実施してこなかった施策についても施策効果を踏まえたうえで、新たに導入することを検討していく必要があります。

4 木造住宅密集市街地被害軽減部会の検討内容

(1) 目的

減災目標を達成し得る各施策メニュー案について、平成26年度(次年度)以降、順次、事業化させることを見据え、今年度、当該部会にて各施策案の効果・検証を行い、内容を精査します。

(2) 視点

ア 対策のスピードアップ

これまでの住民協働の防災まちづくりを尊重しつつ、行政が主体となった取組みを積極的に導入します。

イ エリアに応じた施策優先順位の明確化

地震防災戦略の減災目標年次(平成34年度)までの間、新規施策を含めた各施策を重点的に展開する地区を「対策重点地区」と位置づけます。

また、当該地区を延焼危険度等を踏まえ更に分類し、その分類ごとに優先順位に応じた施策メニューの設計を行います。

(3) 施策メニュー案

ア 延焼遮断帯の形成 ～燃え広がらないまち～

(ア) 延焼クラスター内の都市計画道路の早期整備等

イ 延焼遅延化の促進 ～燃えにくいまち～

(ア) 新たな防火規制導入

(イ) 老朽建築物除却の促進

(ウ) 建築物の不燃化建替の促進

ウ 避難／消火迅速化の促進

(ア) 出火防止対策／初期消火対策の強化等

(イ) 狭あい道路の拡幅整備

(ウ) 小広場の整備

(エ) 柔らかな区画整理

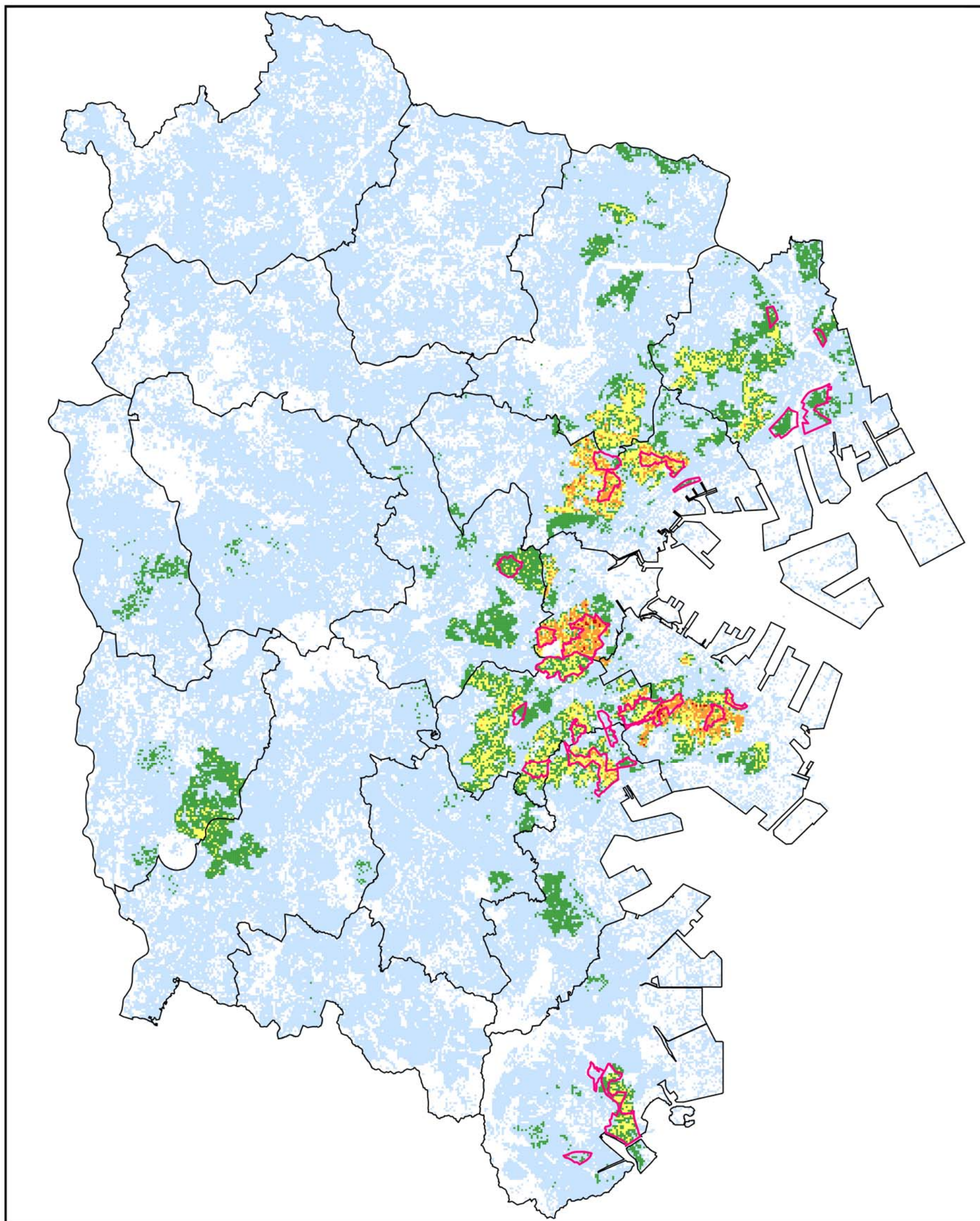
エ 地域住民への支援等

(ア) 地域における個別相談・合意形成の円滑化支援

(イ) 税制による支援

(4) 庁内推進体制の強化

減災目標の達成に向けて、木造住宅密集市街地対策の新たな取組みを集中的・効率的に推進するための体制づくりについても検討を進めています。



焼失棟数_元禄型関東地震_冬夕(風速6m)

凡例	焼失棟数	メッシュ数	
□	0棟	54,575	30.8%
■	1棟未満	107,732	60.9%
■	1棟以上5棟未満	9,464	5.3%
■	5棟以上10棟未満	3,863	2.2%
■	10棟以上20棟未満	1,295	0.7%
■	20棟以上	50	0.0%
	合計	176,979	100.0%

□ いえ・みちまち改善事業対象地区



木造住宅耐震化促進について

1 本市の木造住宅耐震化促進施策の変遷

平成 7 年 1 月 17 日の未明に発生した阪神・淡路大震災では、6,434 人の尊い命が奪われましたが、このうち約 9 割近くは家屋・家具等の倒壊による圧死でした。

これを受けて、横浜市では同年 10 月から無料の耐震診断制度を他都市に先駆けて創設しました。

また、平成 11 年からは耐震改修の補助事業を立ち上げると共に、平成 16 年には市民の皆様が安心して耐震改修が行えるよう設計・施工事業者登録制度を開始しました。

平成 20 年には、耐震診断の結果や、耐震改修を検討している方に無料で相談員を派遣する訪問相談事業を開始するなど、住宅の減災対策を積極的に推進してきました。

平成 23 年に発生した東日本大震災以降は、市民の皆様の耐震化への意識が高まると共に、広報よこはま特別号の全戸配布等、周知に努めた結果、各制度の利用件数が増加しています。

住宅の耐震化関連制度 体系図



※) マンション及び特定建築物に対しては、別途耐震改修事業があります。

2 木造住宅の耐震化促進施策の概要と実績

(1) 木造住宅耐震診断士派遣事業

市長が認定した耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施します。

ア 対象建築物

昭和 56 年 5 月末日以前に建築確認を取得し建築された 2 階建て以下の木造住宅（ツーバイフォー住宅、プレハブ住宅、軽量鉄骨住宅を除く。）

持家：無料 貸家・空家：費用負担 1 万円

市内の木造住宅の総数（平成 20 年住宅・土地統計調査）

木造住宅	676,700 戸
うち昭和 55 年以前に建築された一戸建（持家）	165,780 戸

イ 実績（平成 24 年度末現在）

（単位：戸）

~11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	累計
7,366	950	1,800	1,600	1,954	2,250	1,670	950	1,475	1,015	960	777	2,700	2,100	27,567
											(62)	(128)	(84)	(274)

※平成 22 年度以降のカッコ内の数値は「貸家・空家」の診断件数

診断結果は、上部構造評点により表します。

※評点（上部構造評点）：地震に対する強度を表す指標

1.5以上:倒壊しない	}	評点 1.0 未満 ＝耐震改修が必要
1.0以上1.5未満:一応倒壊しない		
0.7以上1.0未満:倒壊する可能性がある		
0.7未満:倒壊する可能性が高い		

ウ 耐震診断士（平成 25 年 7 月現在）

市長が認定した建築士または建築施工管理技士（180 名）

(2) 木造住宅訪問相談事業（平成 20 年 9 月から開始）

本市の耐震診断の結果、上部構造評点 1.0 未満と判定された場合、希望に応じて相談員を無料で派遣します。

ア 対象建築物

本市の無料耐震診断の結果、上部構造評点※1.0 未満と判定された住宅（平成 23 年度からは診断前訪問相談も可能）

イ 相談内容

耐震改修工事の一般的な流れや方法、改修計画の概要や概算費用等を説明

ウ 実績（平成 24 年度末現在）

4,515 件（診断前訪問相談を含む）

(3) 出前講座（平成 21 年 6 月から開始）

耐震の専門家を派遣して住宅の耐震化に関する出前講座を行います。

ア 制度対象者

昭和 56 年以前の木造戸建住宅の所有者を中心とする 5 名程度以上のグループ

イ 開催場所

町内会館等（各グループで用意）

ウ 実績（平成 24 年度末現在）

実施件数 137 件

(4) 木造住宅耐震改修促進事業【全体改修】

本市の耐震診断の結果に基づいて耐震改修を行う場合、費用の一部を補助します。

ア 対象建築物

本市の耐震診断の結果、上部構造評点 1.0 未満と判定された住宅

イ 対象工事

耐震改修後に建物全体の上部構造評点が 1.0 以上となる工事

ウ 補助限度額（平成 25 年 12 月 27 日設計申請分まで補助額を 75 万円増額）

- ・一般世帯：225 万円（設計 20 万円、工事 205 万円）
- ・非課税世帯：300 万円（設計 30 万円、工事 270 万円）

エ 実績（平成 24 年度末現在）

（単位：戸）

年度	～H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	累計
申請	102	137	168	256	200	210	220	172	211	167	170	502	877	3,392
完了	77	61	112	135	143	148	153	176	213	192	166	168	282	2,026
補助内容	H11.7.1 ～ 上限 600 万円 補助率 :1/3	H13.4.1～ 上限:600 万円 補助率:1/3～9/10			H16.4.1～ 上限:500 万円 補助率:1/3～ 9/10		H18.8.1～ 上限:150 万円※ ※非課税世帯 225 万円				H23.4.1～ H25.12.27 上限:225 万円※ ※非課税世帯 300 万円			
		H26.1.7～ 上限:150 万円※ ※非課税世帯 225 万円												

オ 平均費用（※平成 24 年以降に補助金を交付した 282 件のデータをもとに作成）

設計費用 平均 40 万円

工事費用 平均 310 万円

(5) 木造住宅一部耐震改修促進事業（平成 26 年 3 月末完了分まで）

木造住宅密集地を対象として地震時の被害を少しでも軽減することを目的とし、倒壊の原因となりやすい 1 階部分の耐震改修だけを実施する場合にも、その費用の一部を補助します。

ア 対象建築物

いえ・みち まち改善事業対象地区のうち協議会のある 11 地区にある住宅で、本市の耐震診断の結果、上部構造評点 1.0 未満と判定されたもの

イ 対象工事

耐震改修後に建物の 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上となる工事

ウ 補助限度額

- ・一般世帯 : 100 万円（設計 15 万円、工事 85 万円）
- ・非課税世帯 : 150 万円（設計 20 万円、工事 130 万円）

エ 実績（平成 24 年度末現在）

3 件

(6) 設計・施工事業者登録制度

市内の信頼できる設計・施工事業者を登録する制度で、誠意をもって良心的に業務にあたることを宣誓し、講習会を受講した事業者を登録するものです。また、本市の補助制度を利用する場合は、原則として、登録された事業者が設計・施工を行えるものとなっており、登録の有効期限は 2 年間です。

・登録事業者数（平成 25 年 6 月現在）

市内業者 570 社

業務内容			合計
設計	施工	設計・施工	
156	200	214	570

(7) 防災ベッド等設置推進事業（平成 20 年 9 月から開始）

ア 制度対象者

昭和 56 年 5 月末日以前の建築確認により建築された 2 階建て以下の木造住宅に居住する方が、防災ベッドや耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を補助するものです。

ア 制度対象者

昭和 56 年 5 月末日以前の建築確認を取得し建築された 2 階建て以下の木造住宅に居住し、防災ベッドや耐震シェルターを設置する方

イ 補助限度額

設置費用に対し上限 10 万円

ウ 実績（平成 24 年度末現在）

47 件

3 住宅の耐震化促進に係る主な取組の概要

(1) 横浜市耐震改修促進計画

耐震改修促進計画では、平成 18 年度から 27 年度の 10 年間で住宅の耐震化率を 90%にすることを目標に、耐震改修促進事業により約 4,000 戸の木造住宅及びマンションの耐震化を促進していくことと定めて事業を進めています。

(2) 制度利用促進のための取組（啓発・PR）

これまで、広報よこはま等の広報媒体の活用や、各種イベント等へ参加するとともに、パンフレットの一斉配布や市内一斉キャンペーンを企画・実施するなど様々な啓発・PRを行い、耐震診断の受診件数の増加など一定の成果を得ることができました。

最近の木造住宅の耐震化の主な啓発・PRの取組み

実施年度	実施内容	実績
平成 19 年度	新潟県中越沖地震の直後に、集中的にPR活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> 住宅密集地へパンフレット配布（3,000戸） 市営地下鉄車内、構内へのポスター掲示 新聞広告記事掲載（6紙） 防災訓練の参加者へチラシ配布（20,000枚） 防災とボランティアの日（1月17日）に併せて、<u>広報よこはま特別号</u>を市内全世帯へ配布（156万世帯） 	<ul style="list-style-type: none"> PR活動を行った直後の9月の耐震診断の申込が200件を超えた。 特別号を配布した1月の耐震診断の申込が289件であった。 【19年度診断実績】 1,475件
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅密集地で高齢化率の高い5つの地域を対象に戸別訪問を実施（2,200戸） 約5,000名の<u>家庭防災員</u>への啓発・PR 防災とボランティアの日（1月17日）に併せて、テレビ神奈川で耐震特別番組の放映 <u>耐震啓発用DVD</u>を作成し、約500校の全市立小中学校への配布 	<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問により、224件の耐震診断の即時申し込みがあった 【20年度診断実績】 1,015件
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化に関する出前講座の実施 約8,000名の<u>消防団員</u>への説明会等の開催 約4,000名の<u>民生委員</u>に対する啓発・PR 防災の日（9月1日）に併せて、<u>広報よこはま特別号</u>を市内全世帯（157万世帯）へ配布 	<ul style="list-style-type: none"> 特別号の配布を開始した8月の耐震診断の申込が264件であった。 【21年度診断実績】 960件
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化に関する<u>出前講座</u>の実施 GISを活用して住宅の密集地域を選定し、<u>パンフレット</u>を戸別配布（約40万世帯） 防災の日（9月1日）に併せて、他局と合同で<u>広報よこはま特別号</u>を市内全世帯（157万世帯）へ配布 <u>家庭防災員講習会</u>（市内各消防署主催）時にパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの戸別配布を行った期間の申し込みの半分は、戸別配布によるものであった。 【22年度診断実績】 777件
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化に関する<u>出前講座</u>の実施 <u>広報よこはま特別号</u>を市内全世帯（160万世帯）へ配布 GISを活用して住宅の密集地域を選定し、<u>パンフレット</u>を戸別配布（約29万世帯） <u>家庭防災員講習会</u>時にパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> 広報の配布を行った直後の9月の耐震診断申込が281件であった。 【23年度診断実績】 2,700件
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化に関する<u>出前講座</u>の実施 <u>広報よこはま特別号</u>を市内全世帯（約160万世帯）へ配布（5月発行） GISを活用して旧耐震の木造戸建住宅が多い地区を選定し、<u>チラシ</u>を戸別配布（約30万世帯、9～11月配布） 市の耐震診断を受診後、耐震改修を行っていない市民に<u>ダイレクトメール</u>を送付（10月、約16,000件） 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙の配布を行った5月は、281件の耐震診断申込があった。 チラシの戸別配布を行った9月は、187件の耐震診断申込があった。 【24年度診断実績】 2,100件
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <u>広報よこはま特別号</u>を市内全世帯（約160万世帯）へ配布（4月発行） 市の耐震診断を受診後、耐震改修を行っていない市民に<u>ダイレクトメール</u>を送付（6月、約15,500件） 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙の配布を行った結果、5月は、200件の耐震診断申込があった。